平成２４年（フ）第１５０７号
福岡県太宰府市朱雀４丁目４番11号コンフォート朱雀A203号
債務者　松田　早苗
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５１１号
福岡県糟屋郡久山町大字山田2022番地コーポ岩戸原201号
債務者　大庭　一政
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５４６号
福岡市中央区荒戸２丁目５番33号
債務者　吉村　富子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５４７号
福岡市中央区赤坂３丁目10―49赤坂山愛マンション407号
債務者　藤谷　和彦
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５６５号
福岡市城南区長尾３丁目29番20―304号
債務者　中村美由紀（旧姓倉富・淵脇）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５８１号
福岡県福津市中央４丁目17番１―504号
債務者　吉武　亜衣
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５９９号
福岡市東区奈多１丁目12番47―102号
債務者　山下　直哉
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６０２号
福岡県朝倉市一木117番地　朝日屋アパート１号
債務者　田中眞知子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６０９号
福岡市東区若宮４丁目２番36号
債務者　富士本久幸
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６１７号
福岡県大野城市山田３丁目10番１号サンリバーⅠ―106号
債務者　指方眞由美
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６３２号
福岡県糸島市荻浦597番地２
債務者　吉田　宣代
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６７０号
福岡市博多区住吉４丁目４番21―804号
債務者　原田眞紀子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６７１号
福岡市早良区藤崎１丁目14番25号
債務者　中島　由佳
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６８３号
福岡市南区柳瀬１丁目36番18号
債務者　神谷龍之介
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６９４号
福岡市南区若久６丁目55番13号
債務者　江副　　薫
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７１３号
福岡市博多区南本町２丁目３番１―601号
債務者　坂井　令子（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７１６号
福岡市博多区博多駅南３丁目４番24―806号
債務者　伊奈　　修
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７２０号
福岡市東区若宮４丁目８番34号
債務者　池田　輝義
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部